

[46]

氏名	藤原 有和
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	博第481号
学位授与の日付	平成27年3月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	近世被差別民の法制史的考察
論文審査委員	主査教授 藪田 貫 副査教授 岩城 卓二 (京都大学) 副査教授 赤尾 勝己 特別審査委員 教授 大平 祐一

論文内容の要旨

藤原有和の論文は「近世被差別民の法制史的考察」と題し、以下の八章からなる。

第一章 摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究

正徳6年(1716)の「転切支丹類族生死改帳」によって、大坂の悲田院・鳶田の両非人垣外および紀州和歌山城下吹上非人村の長吏が、転びキリシタン本人およびその類族であることを明らかにすることで、幕府権力の宗教弾圧政策によって転びキリシタンが大坂四ヶ所の非人身分に身分をおとされたとする。

第二章 野間口村と上下余野村との入会山争論について

享保年間に、摂州能勢郡野間口村と上下余野村との間に生じた入会権(みつれ山の柴草を刈り取る権利)をめぐる訴訟を検討し、領主の分村政策(自治的結束の分断政策)が、村人間の差別的行動を誘発したものと結論付ける。明治期における境界地争論を付論として付ける。

第三章 尾州領における無宿盗賊と番人

尾張藩名古屋町奉行所文書と鳴海宿文書を分析することで、尾州領における追放刑が立帰無宿を生み出し、その取締が村方の番人に任されたこと、また非人である番人が村人と親分子分の関係を利用して百姓身分に解放されたことを紹介する。

第四章 部落寺院の解放運動

近世国家における宗教政策と寺法上における被差別部落寺院の位置を論じた上で、石見国のある部落寺院(西本願寺末寺)が、本山に対して、「穢僧」としてではなく、平僧として自剃刀願をしていることから、当寺院(直末寺院)は、仏の前の絶対的平等の論理に基づき、本願寺側のカースト的身分差別の論理の矛盾を衝いていると指摘する。

第五章 大塩平八郎と「邪宗門一件」

大塩の三大功績のひとつとされている「邪宗門一件」は、大塩による吟味が見込み捜査を前提とするものであったため、評定所一座が再吟味を求めていることを、同僚与力内山彦次郎の持ち本であった「邪宗門一件留帳」によって明らかにする。

第六章 平人と被差別民との婚姻・雇用をめぐる裁判について—大坂町奉行吟味伺書の考察—

大坂町奉行所・堺奉行所における平人と被差別民との婚姻・雇用・混住に関する裁判事例の検討を通じて、幕府裁判役所の先例主義の実際を明らかにし、合わせて、婚姻や雇用が相手の被差別身分を承知していたかどうかを判断の基準にしていたことを主張する。

第七章 大坂町奉行所の裁判について

大坂城代を勤めた大名土屋氏の「御用留」によって大坂町奉行所・堺奉行所における行刑の統計的分析とともに、城代松平輝和の「直書留」によって町奉行と城代の役割、大坂四ヶ所非人による風聞探索に言及する。

第八章 塩谷孝太郎の生涯—演劇界から部落史研究へ—

戦時下において演劇人塩谷孝太郎が執筆した『部落史論考』の部落史研究上における意義、とくに祝(ハジ)職・山伏が弾圧をうけて賤民身分におとされたとする「身分貶下説」を、一向一揆の弾圧と被差別部落の形成に関する学説と合わせて紹介する。

論文審査結果の要旨

戦後、被差別部落と身分制に関する研究は、大きな進展を見たが、とりわけ江戸時代＝近世の分野では著しいものがある。それらの多くは、在地の史料を駆使した研究で、その背景として、さまざまな史料が発掘されたことが大きい。同時に、事例研究にとどまらず、身分制そのものの理解に修正を迫る議論も生まれているのも魅力である。近世身分制の政治起源説—近世権力による差別政策のよると説く考え—への修正は、その代表といえる。

それに対し筆者は、恩師である石尾芳久氏の説く「一向一揆弾圧の結果、被差別身分が生まれた」とする説を継承する一方、被差別身分に関する史料研究を積み重ね、近世身分制研究の中で一定の位置を得ている。その意味でこの度、学位論文としてまとめられたことは時宜を得たことと評価できる。

本論文の成果としては、次の三点を挙げることができる。第1に、第一章に紹介された「摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳」がある。非人身分形成に豊臣・徳川政権によるキリタン弾圧が関わっていることは、一九五〇年代の岡本良一の指摘以来、知られたことで、道頓堀の非人の例が著名であるが、筆者は天王寺の非人、およびその姻戚関係で「改帳」に掲載されることとなった紀州和歌山城下吹上村の非人仲間の中核に、転びキリタンがいることをはじめて明らかにした。寺木伸明『近世被差別民衆史の研究』、藤本清二郎『城下町世界の生活史』に引用されるなど、非人研究に不可欠な文献となっている。

第2に、第六章に示された平人と被差別民との交際—婚姻・雇用・混住など—に関する事例検討を通じて、これまで政策基調によって交際への可罰規定が強化されるとされてきた通説に対し、幕府の先例主義は一貫し、可罰の基準が「身分制秩序への挑戦的意思の有無」にあったことを明らかにした意義は大きい。

第3に、第五・第七章に見るように、これまで江戸の老中や評定所を中心に研究されてきた法制史に対し、大坂城代と大坂町奉行という中枢の史料を発掘・精査することで、大塩平八郎の行き過ぎた見込み捜査、大坂城代の果たした役割を具体的に明らかにしたのも大いに評価できる。

ただ惜しむらくは、恩師譲りの近世身分制政治起源説に依拠するあまり、第二章や第八章などを本論文に収められることが適切であるか、疑問なしとしない。また、史料紹介の丁寧さに比べ、所々で結論に飛躍があること、記述に重複があることなど、全体として推敲の不足を感じる。本論文を元に出版される際には、善処を求めたいと思う。

しかしながら、史料紹介と研究というスタイルをとりながらも、被差別民衆と近世身分制の理解、ならびに大坂の裁判行政について注目すべき見解を随所に提示しており、論文博士を請求するにふさわしいものである。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。